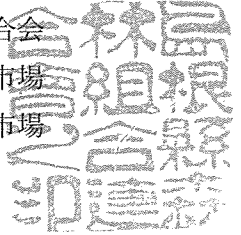


重要なお願い

島森連第 162 号  
令和 5 年 1 月 31 日

木材生産事業者（個人事業者含む） 各位

島根県森林組合連合会  
江の川木材共販市場  
益 田木材共販市場



合法伐採木材等の流通に係る書類の提出について（お願い）

平素より弊会木材共販所の運営につきましては、多大なるご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

違法伐採問題に伴う合法伐採木材の流通につきましては、令和 4 年 12 月に国において「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（グリーンウッド法）の見直しについて取りまとめが行われたところです。

これにより、今後、木材共販市場等の第一種木材関連事業者による合法性の確認、情報提供及び記録の保存が義務付けられることになり、素材生産事業者に対しても「伐採及び伐採後の造林の届出」（以後「伐採届」の写し）等の情報提供を行うことが義務付けられることとなります。

このことを踏まえて、弊会木材共販市場へ原木をご出荷して頂く際には、森林法に基づき伐採地の所在市町村へ提出される「伐採届」の写しを、必ずご提出頂きますようお願い致します。

「伐採及び伐採後の造林の届出」による合法伐採木材の確認ができない素材については、市場での取扱いが出来なくなりますのでご承知下さい。

記

1. 令和 5 年 4 月 1 日より「伐採及び伐採後の造林の届出」（市町村への届出）の添付書類が全国統一されます。

※詳しくは、伐採地の市町村（林務担当課）へご相談願います。